

執行停止再申立て 決定書への質問と回答

次に、「収用地内での工事によって、田畑への給水溝の破壊、農地への土砂埋立、イノシシ防除柵の破壊などで、被収用地権者の半農半Xの生活基盤が壊される事態に至っている。」との主張については、仮にこれらの行為により損害が発生していたとしても、金銭賠償による補填や、給水溝等の再設置及び土砂の撤去といった原状回復を行うことも可能であることから、重大な損害を避けるために緊急の必要があるとは認められない。

としています。

この中で、「金銭賠償による補填や、給水溝等の再設置及び土砂の撤去といった原状回復を行うことも可能であることから」の部分について、土地収用管理室に問い合わせをしました。

➤ 20230905 審査係長 関川氏

☆ 回答は電話のみ メール、文書での回答はしない。

☆ 公印が黒 コピーではないのか

- ・ 不服審査法 51 条 第 2 項 裁決書の謄本を送付する に基づく

☆ 収用明渡裁決取消を求める審査請求と執行停止申立ての関係

- ・ 執行停止申立て
 - ・ 行政不服審査法 25 条 第 3 項
 - ・ 処分庁上級行政庁 又は 処分庁のいずれでもない審査庁
 - ・ 今回は処分庁：長崎県収用委員会 審査庁：国交省
 - ・ 執行停止申立ては、審査庁にたいしておこなう。
 - ・ 7/10 付再申立て 審査庁が 7/12 に受理
 - ・ 土地収用法の中の話なので、土地収用管理室で中身を審査
 - ・ 決済手続きに則って対応 決裁権限が土地政策審議官にある。
 - ・ その権限の下で国土交通大臣の公印を押印（朱肉）
 - ・ 8/31 付 「執行停止しない」決定 国土交通大臣

☆ 住所不明者

- ・ 共有地権者 61 名分 2 名
- ・ 審査請求名簿と申立て名簿 住所不一致

⇒ 古い住所であったので、現住所を関川氏に通知した

☆ メール等での質問先

- ・ 審査請求関係専用アドレス メールで来る

☆ 質問への回答

- 1:「金銭賠償による補填」「原状回復」を行う者はだれか。
- 2:「原状回復」を行う者は被収用者自身なのか
- 3:「原状回復」を行う者は起業者なのか

⇒ 回答

- 1-3 損害への報償等については、審査庁ではなく、司法判断にゆだねる。
- 審査法 25 条 4 項 処分・手続きの続行によって生じる重大な損害を避けるために緊急の必要があると認めるとき 判断は審査庁
 - 仮に、これらの行為により損害が発生していたとしても、金銭賠償・原状回復は可能なので、重大な損害を避けるために緊急の必要があるとは認められない。
 - 「これらの行為により損害が発生していたとしても」の判断は司法
 - 遠藤反論 第 1 条との整合性を説明： 国民救済の立場に立っていない。やり直しをしてほしい。
- 4：起業者とするならば、本件決定者から起業者に指令・通知を出したのか
- 決定書 請求者と処分庁に通知
 - 審査庁は起業者に指令する立場にない
- 5：被取用者が起業者に本決定書を示して要請するのか。
- この決定によって、起業者が要請に応じるか否かは起業者の判断。
- 6：被取用者が起業者に要請した場合、起業者は本決定に基づいて「原状回復」を行う義務があるのか。それとも義務はなく、「協議」になるのか。
- この決定によって、起業者が要請に応じるか否かは起業者の判断。
- 7：以上の質問に対して、決定者名での回答を要求する。あわせて、本決定および本質問への回答が決定者の意思に基づくものであることを立証する文書を示されたい
- 質問は土地収用管理室の所掌事務なので、土地収用管理室としての回答
 - 決定書は、公印が押印してあるので、決定者の意思に基づくものである文書にあたる。
 - 決裁書書類の開示請求
- 遠藤反論：理解は全くできません。